

Issued Date: 29 June 2022

歳入法典改正情報をまとめました。

### 要約

#### 1. 対象事業に従事する適格国外移住者に対する個人所得税の一率税率

勅令第743条が発効され、長期滞在用ノンイミグラントビザを付与された高度な技能を持つ専門職カテゴリーに該当する適格国外移住者に対し、税制上の優遇措置が認められました。これらの海外駐在員は、対象となる事業を営む企業で働くことにより得られる給与所得に対して、一律17%の税率の課税を選択することができます。

対象となる活動は、国の競争力強化、投資促進、東部経済回廊(EEC:Eastern Economic Corridor)の法律のもとで該当するものです。

上記国外移住者に加え、適格な長期滞在用ノンイミグラントビザを付与された裕福なグローバル市民および年金受給者も、国外で稼得されタイに持ち込まれた雇用、ビジネス、および財産からの収入に対し、課税が免除されます。

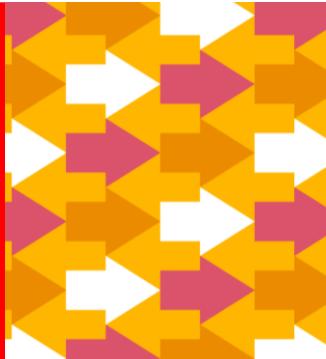
本税務優遇措置を受ける権利を有する国外移住者の基準や条件については、歳入局長官により規定されます。

当該国外移住者が本税制優遇措置の基準を満たさない課税年度があった場合、本優遇措置は当該課税年度に終了します。

#### 2. 付加価値税(VAT)の免除

法律に基づいて、仮想通貨取引所で行われる暗号資産およびデジタルトークンの譲渡は、2022年4月1日から2023年12月31日までの間、VATが免除されます。(勅令第744号)

小売り用の中央銀行デジタル通貨(Central Bank Digital Currencies :CBDCs)の開発およびテストプロジェクトに基づくデジタル通貨の譲渡は、2022年4月1日から2023年12月31日の間に行われる場合、VATが免除されます。(勅令第745号)



### 3. VAT登録が可能なVAT免税事業者

2022年5月25日より、VATが免除される新聞、雑誌および教科書をオンラインで販売する事業者も、  
自主的にVATの登録が行えるようになりました。(勅令第746号)

### 4. 生分解性プラスチック製品の購入

勅令第749号および歳入局長通達第425号が発効され、歳入局長により規定されたカテゴリーに該当し、タイ工業省工業経済局より製品認証を受けている生分解性プラスチック製品の購入のために、2022年1月1日から2024年12月31日の間に費用を支出する法人に対し、25%の追加費用控除が認められました。

### 5. テクノロジーを事業基盤とする対象企業への投資に対する税務サポート

勅令第750号が発効され、2022年6月15日から2032年6月30日までの期間において以下の税務恩典が認められました。

#### 対象企業の株主に対する税制優遇措置 (Section4)

対象企業の株主は、個人、法人を問わず、譲渡益が生じた日以前に24カ月以上保有していた株式の譲渡から得た利益に対し、個人所得税および法人所得税が免除されます。

対象企業とは、国が支援を希望する活動を行い、個人および法人が株式の譲渡により利益を得る日以前の、連続する2会計年度のそれぞれの期間において、当該活動から総所得の80%以上を得ている企業を指します。

#### ベンチャー・キャピタル事業の株主およびユニットホルダーに対する税制優遇措置 (Section5,7)

ベンチャー・キャピタル法人およびベンチャー・キャピタル信託の株主またはユニットホルダーは、個人、法人を問わず、以下の所得に対し個人所得税または法人所得税が免除されます。

(i) 適格ベンチャー・キャピタル法人およびベンチャー・キャピタル信託の株式または信託ユニットの譲渡益であり、譲渡対象企業は譲渡益が生じた日以前に24カ月以上保有されており、以下の条件を満たすもの。

- ベンチャー・キャピタル法人およびベンチャー・キャピタル信託に利益剰余金がない場合、所得税は対象企業への投資割合に応じて免除されます。
- ベンチャー・キャピタル法人が上記Section4 にもとづく所得税免税となる収益からの利益剰余金を留保している場合、またはベンチャー・キャピタル信託が当該株式または信託ユニットの譲渡による譲渡益が生じた日以前に2期連続して、対象会社に対する投資から得られる収益から留保される利益剰余金が各会計期間の利益剰余金総額の80%を上回る場合、所得税はその全額に対して免除されます。

(ii) 適格ベンチャー・キャピタル会社の解散による残余利益のうち、上記Section4 にもとづく所得税免税となる収益に伴う利益剰余金の割合に相当する額、またはベンチャーキャピタル信託の解散による残余利益の内、対象企業への投資から得られる利益剰余金の割合に相当する額

国の支援の対象となる会社の活動は、対象産業の競争力強化委員会により規定され、歳入局長官により定められた権限者より認定を受けた技術を主な基盤として利用する活動を指します。

より詳しい情報、または個別案件への取り組みにつきましては下記担当者にご連絡ください。

PricewaterhouseCoopers (Tel) 0 2844 1000 / (Fax) 0 2286 2666



日本企業部 (Direct Telephone)

魚住 篤志

(0 2844 1157/Mobile:08 18220338)

atsushi.uozumi@pwc.com

武部 純

(0 2844 1209/Mobile:08 48747425)

jun.takebe@pwc.com

加藤 夏樹

(0 2844 1268/Mobile:06 59366202)

natsuki.k.kato@pwc.com

名賀石 樹

(0 2844 1366/Mobile:09 22490014)

tatsuki.nakaishi@pwc.com

松永 大輔

(0 2844 1276/Mobile: 06 14025042)

daisuke.m.matsunaga@pwc.com

木村 洋平

(0 2844 1275/Mobile: 06 55044572)

yohei.a.kimura@pwc.com

\* この日本語版レポートは日系企業の皆様を対象に英語版のオリジナルを翻訳したものです。英語版と日本語版との間に齟齬がある場合は英語版を優先します。また、タイ国における法令の改正動向等の情報提供を目的に発行されたものであり、全ての事例に対して適用されない場合があります。特定の案件につきましては、別途弊社までご相談下さい。弊事務所の許可なくこのレポートの全部又は一部を転載することを禁止します。ご不明の点がありましたら、弊事務所(電話番号:(662) 844-1000)までお問い合わせ下さい。